

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月26日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第22号

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則（平成17年総社市規則第90号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 所得区分		別表第1（第2条関係） 所得区分	
所得区分	左に係る受給資格者の区分	所得区分	左に係る受給資格者の区分
略		略	
一般	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、療養を受けた月の属する年の前年(療養を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)中の所得の額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項の規定により算定した金額をいう。）がそれぞれ同条第4項に定める額未満である場合における当該受給資格者（低所得Ⅱ及び低所得Ⅰの区分に属する者を除く。）	一般	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、療養を受けた月の属する年の前年(療養を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)中の所得の額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項の規定により算定した金額をいう。）がそれぞれ同条第2項に定める額未満である場合における当該受給資格者（低所得Ⅱ及び低所得Ⅰの区分に属する者を除く。）
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。